

京都市立芸術大学食堂等運営事業者に関する評価要領

本要領の策定に当たっては、京都市公契約基本条例の趣旨及び京都市行財政局財務部契約課による通知（平成 27 年 11 月 11 日付け京都市公契約基本条例に基づく取組の一層の推進について）を踏まえ、市内の中小企業の受注等の機会の増大など、市内事業者の活用に最大限の工夫と努力を行っております。

1 審査方法など

(1) 書類審査

提案書の書類を確認し、配点基準に基づき、本学で審査を行い、「必須項目」、「加点項目」を配点します。ただし、「必須項目」の3つの項目のうち、1項目でも0点の場合は、本学が要求する水準が満たされていないと判断します。

※ 審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(2) 配点基準

審査項目		審査内容	配点
必須項目	組織力・財政基盤	・継続的に本業務を実施できる事業者(売上高、人員数等)か。	10点
	業務の実施体制・業務品質の管理	・業務に必要な人員(業務経験年数、必要資格)が確保されているか。 ・社員教育及び研修が実施されているか。	10点
	同種業務の実績	・本業務の実績がどれくらいあるか。 ・京都市内における本業務の実施はあるか。	20点
加点項目	購買に関する提案	・学生の福利厚生の上昇につながる購買として運営できるか。	10点
	企画提案	・ 準備期間における人材の育成ができるか。 ・ 提供メニュー、提供価格帯等が適正か。 ・ 業務の品質・効率性の向上が期待できるか。 ・ 利用者等の健康に配慮したメニューが提案されているか。 ・ 大学が負担する機器購入が軽減されるか。 ・ 最低営業時間をどれくらい長くできるか。 など	40点
	市内事業者の優先	・京都市内に本社、支店、営業所等の事務所を有しているか。	10点
総合評価点			100点

(3) 採点方法

応募者の資格及び条件を確認する「必須項目」、提案書等に基づいて評価する「加点項目」、それぞれの評価点を併せて、「総合評価点」（満点100）とします。

各項目の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入します。2つの項目の評価点の合計である「総合評価点」（満点100点）の最も高い者を第一交渉権者（総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者によるくじ引きで第一交渉権者を決定します。）とします。

(4) 各審査項目の評価基準等

ア 組織力・財政基盤

本業務が組織力・財政基盤に応じた業務量であるか判断するとともに、応募者の業務の遂行能力を判断し、売上規模、従業員数に応じて、10点から0点を配点します。

イ 業務の実施体制・業務品質の管理

業務の熟練度や能力を客観的に判断するとともに、常に新しい知識や自己研鑽できる環境を会社全体で整えているか判断し、従事する責任者の業務経験年数、必要資格及び社員教育の充実度に応じて、10点から0点を配点します。

ウ 同種業務の実績

業務を履行する能力を判断するため、過去の同種同業務の実績内容や実績数に応じて、20点から0点を配点します。

エ 購買に関する提案

応募者の仕入れの工夫等により、学生の福利厚生の上昇につながり、かつ魅力的な購買として運営できるか判断し、20点から0点を配点します。

オ 事業者独自の提案

各応募者の強みを生かしつつ、食堂を運営するうえで、応募者が創意工夫を凝らし、実行性がある魅力的な提案なのか判断し、40点から0点を配点します。

カ 市内事業者の優先

経済的にも地域に開かれた大学として、運営していくため、市内事業者が大学の業務にかかわっているか判断し、10点から0点を配点します。

2 失格条件

次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、失格とします。

- (1) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出資料に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 審査項目「必須項目」の3つのうち、1項目でも0点の場合
- (4) 本学の教職員に本件に関して不当な働きかけをした場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他本学の会計規則及び契約規程に反すると認められた場合